第11回定時株主総会招集ご通知



日 時 2017年6月25日(日曜日)

午後2時(受付開始午後1時)

場 所 日経ホール(日経ビル3階)

議 案 第1号議案 取締役9名選任の件

第2号議案 取締役の報酬額改定の件





株主の皆さまへ

株主の皆さまには、平素格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は「開かれた株主総会」をテーマに、より多くの皆さまにお越しいただけますよう、今年も日曜日の午後に株主総会を開催いたします。なお、ご出席いただけない場合は、インターネット又は議決権行使書で議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

2016年度は、新契約業績が、5事業年度ぶりに前事業年度を超え、反転を実現するとともに、保有契約者数が15万人を突破しました。また、6月に発売した新しい就業不能保険や、12月からKDDI株式会社を通じて提供を開始した保険料還付金付き「auの生命ほけん」など、商品の拡充を行うとともに、スマートフォンにおけるサービスの充実に取り組んだ1年となりました。そのほかの2016年度のトピックスは、38ページをご覧ください。

今後も、必要な保障を、時代にあった方法でお客さまへお届けするため、より一層の努力と挑戦を続けてまいります。 引き続き、ご支援を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。





ぜひ、株主総会にご出席ください

代表取締役社長

28問

2017年6月25日 (日曜日) 午後2時より日経ホールで開催いたします (会場は昨年から変更ありません)。 当日は社員スタッフがお迎えいたします。

第10回定時株主総会のご紹介

代表取締役会長

所要時間 2時間18分 質問

アンケートにおける総合満足度: 約80%の出席者が満足とご回答(非常に満足23%、満足57%)

株 主 各 位

東京都千代田区麹町二丁目14番地2麹町NKビル

ライフネット生命保険株式会社

代表取締役会長 出 口 治 明

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第11回定時株主総会を下記のとおり開催しますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類の内容をご検討の上、3ページに記載の「議決権行使に関するご案内」に従って、2017年6月23日(金曜日)午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

(証券コード 7157) 2017年5月26日

記

- 1. 日 時 2017年6月25日(日曜日)午後2時(受付開始 午後1時)

日経ビル3階 日経ホール

3. 目的事項

報告事項 第11期 (2016年4月1日から2017年3月31日まで) 事業報告及び計算書類報告の件 決議事項

第1号議案 取締役9名選任の件

第2号議案 取締役の報酬額改定の件

以上

- (1) 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書を会場受付にご提出ください。
- (2) 株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を 当社株主・投資家情報ウェブサイト(http://ir.lifenet-seimei.co.jp/ja/)に掲載します。
- (3) 本招集ご通知に記載すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、当社株主・投資家情報ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
 ①事業報告の「株式に関する事項」、「新株予約権等に関する事項」、「会計監査人に関する事項」、「財
 - 務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、「業務の適正を確保するための体制」、「特定完全子会社に関する事項」、「親会社等との間の取引に関する事項」及び「会計参与に関する事項」 ②計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

なお、監査役が監査した事業報告及び計算書類、会計監査人が監査した計算書類は、本招集ご通知添付書類のほか、これらの当社株主・投資家情報ウェブサイトの掲載事項を含みます。

- (4) 株主総会には、保険契約者及び報道関係者をご招待する予定です。
- (5) 本招集ご通知は、より早期に情報をご提供する観点から、発送前に当社株主・投資家情報ウェブサイトに掲載しました。

議決権行使に関するご案内

株主総会における議決権は、以下のいずれかの方法により行使いただけます。

ご出席いただく場合

ご出席いただけない場合



株主総会出席

同封の議決権行使書をご持参の上、会場受付にご提出ください。

▶株主総会開催日時:2017年6月25日(日曜日)午後2時

インターネット

当社指定の議決権行使ウェブサイト(http://www.evote.jp/)にアクセスし、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。詳細は右ページをご参照ください。

▶行使期限:2017年6月23日(金曜日)午後5時30分入力分まで



郵送

同封の議決権行使書に議案に対する賛否をご記入の上、ご投函ください。 賛否のご記入がない場合には、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

▶行使期限:2017年6月23日(金曜日)午後5時30分到着分まで

議決権の行使にあたっては、以下の事項をご了承ください。

インターネットと議決権行使書により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使 の内容を有効といたします。また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に 行使された内容を有効といたします。

機関投資家の皆さまは、事前に申し込まれた場合には、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームを ご利用いただけます。

インターネットによる議決権行使についてご案内します。

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、当社指定の議決権行使サイト (http://www.evote.jp/) にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します)。
- (2) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書に記載の「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用の上、2017年6月23日(金曜日)の午後5時30分までに、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
- (3) 第三者による不正アクセス("なりすまし")や議 決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の 際は、議決権行使サイト上で「仮パスワード」を ご変更ください。
- (4) パソコン、スマートフォン又は携帯電話による議 決権行使サイトへのアクセスに際して発生する インターネット接続料金・通信料金等は、ご自身 のご負担となります。
- (5) インターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご利用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。
- ※今後、招集ご通知の受領を電子メールにてご希望される場合は、議決権行使サイトでお手続きください。ただし、電子メール受領設定のお手続きは、携帯電話からはできません。

議決権行使サイトのご利用方法

① 議決権行使サイトにアクセス



② 議決権行使書に記載された「ログインID」 及び「仮パスワード」を入力

20 12 01 7 1 2 C 7 C 7 3	ログイン
ログインD、パスワードをご入力のうえ、「ログイン」を選択してください。 (4桁区切りで入力してください)	
ログインID (半角)	
バスワード または仮バスワード (半角)	ログイン
パスワードを変更される場合は、ログインのおよび現在ご登録されている パスワードをご入力のうえ、「パスワード変更」を選択してください。	(スワード変更

③「新しいパスワード」と「新しいパスワード (確認用)」の両方に入力

(傩認用)」の両方に入り	J		送信
現在のパスワード 新しいパスワード 新しいパスワード(確認用)	(半角) (半角) (半角)	送信	
6~12桁までの小文字の半角英数	字のみ入力可能です。		

④ 以降、画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関する お問い合わせ(ヘルプデスク) 三菱UFI信託銀行株式会社 証券代行部

■ 0120-173-027 (受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

株主総会参考書類

第1号議案 取締役9名選任の件

現任の取締役9名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は次のとおりです。

なお、取締役候補者の選任にあたりましては、独立社外取締役及び代表取締役で構成される任 意の指名・報酬委員会の審議の上で決定しております。

候補者番号

岩瀬・大輔

1976年3月17日生 (満41歳)



<略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況>

1998年4月 ボストン コンサルティング グループ入社

2001年12月 株式会社リップルウッド・ジャパン入社

2006年10月 当社 取締役副社長

2009年2月 当社 代表取締役副社長

2011年7月 当社 代表取締役副社長執行役員

2013年 6 月 当社 代表取締役社長兼COO執行役員

2013年9月 教保ライフプラネット生命保険株式会社(韓国)

取締役 (現任)

2016年6月 当社 代表取締役社長(現任)

<所有する当社株式の数>

15,700株

西田 政之

1963年6月4日生 (満53歳)



<略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況>

1987年 4 月 三洋証券株式会社入社

2000年7月 フランク・ラッセル・ジャパン株式会社

(現 ラッセル・インベストメント株式会社) ディレクター 事業開発部門、ストラテジック・アライアンス部門、マーケティング・コミュニケーション部門

担当

2004年9月 マーサー・ヒューマン・リソース・コンサルティング

株式会社(現 マーサージャパン株式会社) ディレクター クライアント・サービス部門担当

2006年6月 同社 取締役クライアントサービス代表

2013年 2 月 同社 取締役COO

2015年6月 当社 取締役副社長執行役員

2016年1月 当社 取締役副社長執行役員営業本部長

2017年 4 月 当社 取締役副社長執行役員コーポレート本部長(現任)

<所有する当社株式の数>

12,000株

候補者番号

大田 斎

1955年3月21日生 (満62歳)



<略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況>

1980年4月 大蔵省(現 財務省)入省

1995年 5 月 日本貿易振興会チューリヒ事務所長

2005年8月 金融庁総務企画局企画課長

2007年7月 同庁 監督局総務課長

2008年7月 財務省福岡財務支局長

2010年8月 厚生労働省政策評価審議官

2013年7月 財務省横浜税関長

2014年10月 一般社団法人金融先物取引業協会事務局長

2016年5月 当社 顧問

2016年6月 当社 常務取締役執行役員

チーフ・コンプライアンス・オフィサー (現任)

<所有する当社株式の数>

1,600株

やすひろ 木庭

1979年4月9日生 (満38歳)

新任



<略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況>

2002年 4 月 厚生労働省入省 2010年9月 当社 入社

2013年10月 当社 法務部長 2015年6月 当社 執行役員

チーフ・コンプライアンス・オフィサー 法務部長

2016年1月 当社 執行役員コーポレート本部長

チーフ・コンプライアンス・オフィサー 法務部長

2016年6月 当社 執行役員コーポレート本部長 法務部長

2017年 4 月 当社 執行役員経営戦略本部長(現任)

<所有する当社株式の数>

なし

候補者番号 5

りょうすけ 亮介

1984年3月10日生 (満33歳)

新任



<略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況>

2007年4月 ゴールドマン・サックス証券株式会社入社

2012年9月 当社 入社

2013年5月 当社 企画部長

2016年1月 当社 執行役員経営戦略本部長

2017年 4 月 当社 執行役員営業本部長 (現任)

<所有する当社株式の数>

なし

はのつか えいこ 後塚 英子

1942年5月1日生 (満75歳)

社外



<略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況>

1965年 4 月 社団法人(現 公益社団法人)日本経済研究センター入社

1993年4月 お茶の水女子大学 生活科学部教授

1998年 4 月 日本銀行政策委員会審議委員

2001年4月 社団法人(現 公益社団法人)日本経済研究センター 客員研究員(現任)

2005年7月 住友生命保険相互会社 社外監査役

2008年3月 国立大学法人お茶の水女子大学 名誉教授(現任)

2010年 4 月 人事院人事官

2013年 5 月 人事院顧問

2015年6月 日本証券金融株式会社 社外取締役(現任)

株式会社小松製作所 社外監査役(現任)

2016年 4 月 国立大学法人島根大学 非常勤監事 (現任)

2016年6月 当社 社外取締役(現任)

<所有する当社株式の数>

なし

候補者番号 **7**

たかたに まさのぶ

1951年5月2日生 (満66歳)

社外



<略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況>

1976年 4 月 農林中央金庫入庫

2001年7月 同社 債券投資部長

2003年7月 同社 企画管理部長

2004年 6 月 同社 常務理事

2007年6月 同社 専務理事

2010年6月 農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

代表取締役社長

2016年6月 当社 社外取締役 (現任)

<所有する当社株式の数>

なし

みずこし ゆたか 水越

曲

1956年8月29日生 (満60歳)

社外



<略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況>

1980年 4 月 新日本製鐵株式会社入社

2004年 5 月 ボストン コンサルティング グループ

シニア・ヴァイス・プレジデント

2005年1月 同社 日本代表

2016年 1 月 同社 シニア・パートナー・アンド・マネージング・

ディレクター (現任)

2016年6月 当社 社外取締役 (現任)

アサガミ株式会社 社外取締役 (現任)

<所有する当社株式の数>

なし

候補者番号 9

ともひこ 朋彦 勝木

1967年2月22日生 (満50歳) 社外



<略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況>

1989年 3 月 第二電電株式会社(現 KDDI株式会社)入社

2007年4月 同社 コンシューマ事業企画本部金融ビジネス部

副部長

2008年6月 株式会社じぶん銀行 社外取締役

2013年10月 KDDI株式会社 新規ビジネス推進本部

オープンプラットフォームビジネス部長

2014年4月 同社 新規ビジネス推進本部ビジネス統括部長

2015年 4 月 同社 バリュー事業本部 金融・コマース推進本部長

2015年 6 月 当社 社外取締役 (現任)

2016年 6 月 au損害保険株式会社 社外取締役 (現任)

2016年12月 KDDI株式会社 バリュー事業本部金融・コマース推 進本部長兼コマースビジネス部長

2017年 4 月 同社 ライフデザイン事業本部 副事業本部長 (現任)

<所有する当社株式の数>

なし

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 篠塚英子、高谷正伸、水越豊及び勝木朋彦の各氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に規定する社外 取締役候補者です。社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりです。
 - (1) 篠塚英子、髙谷正伸、水越豊及び勝木朋彦の各氏は当社の現任の社外取締役です。篠塚英子、髙谷正伸及び水越豊の各氏の在任期間は、本総会終結の時をもって1年となり、勝木朋彦氏の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
 - (2) 篠塚英子、髙谷正伸及び水越豊の各氏は、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、東京証券取引所が指定する独立役員として届け出ております。なお、再任いただいた場合も、独立役員とする予定です。
 - (3) 当社は、在任中、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、当該非業務執行取締役等が職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を、各氏と締結しております。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とするものです。なお、再任いただいた場合も、各氏と当該契約を継続する予定です。
 - 3. 篠塚英子、髙谷正伸、水越豊及び勝木朋彦の各氏を社外取締役候補者とした理由は、以下のとおりです。
 - (1) 篠塚英子氏は、社外取締役への就任以外に直接会社経営に関与したことはありませんが、数多くの公職を歴任しており、経済、労働及び法律に関する豊富な経験と幅広い知見を有していることから、社外取締役として選任をお願いするものです。
 - (2) 髙谷正伸氏は、金融機関における企業経営者としての経験に基づく、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を有していることから、社外取締役として選任をお願いするものです。
 - (3) 水越豊氏は、コンサルティングファームにおける企業経営者として豊富な経験と幅広い知見を有していることから、社外取締役として選任をお願いするものです。
 - (4) 勝木朋彦氏は、KDDI株式会社における新規ビジネス及び金融ビジネスに関する豊富な経験と幅広い知見を有していることから、社外取締役として選任をお願いするものです。なお、勝木朋彦氏は、当社の特定関係事業者(主要な取引先)であるKDDI株式会社の業務執行者です。

(ご参考) 取締役候補者の選任方針

- 1. 社内取締役候補者については、指名・報酬委員会において審議のうえ、取締役会において次に掲げる事項を充足するものを選任する。
 - ・経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有すること。
 - ・十分な社会的信用を有すること。
- 2. 社外取締役候補者については、指名・報酬委員会において審議のうえ、取締役会において、原則として次に掲げる事項を充足する者を選任する。
 - ・企業経営、リスク管理、コンプライアンス、金融、経済、経理財務、マーケティング等の専門分野 における高い見識や豊富な経験を有し、当該専門分野での相応の実績を挙げていること。
 - ・経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し、中長期的な企業価値の向上を図るという観点からの助言を行うために必要な資質を有すること。
 - ・「独立社外取締役」については、一般株主と利益相反が生じるおそれのないこと。この場合において、一般株主との利益相反が生じるおそれのないことについては、次の基準に則る。
- 3. 社外取締役の独立性基準

当社は、社外取締役又はその候補者が、以下のいずれかに該当する場合、独立社外取締役としての独立性を有しないものとみなす。

- (1)当社の業務執行者
- (2) 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- (3) 当社の主要な取引先又はその業務執行者
- (4) 当社の業務執行者が役員に就任している会社の業務執行者
- (5)当社の議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している当社の大株主、またはその業務執行者
- (6)当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、若しくは 法律専門家
- (7)過去10年間のいずれかにおいて(1)に該当したことがある者
- (8)過去3年間のいずれかにおいて(2)~(7)に該当したことがある者
- (9)上記(1)から(8)までに掲げる者(重要でない者を除く)の近親者

第2号議案 取締役の報酬額改定の件

現在の取締役の報酬額は、2015年6月21日開催の第9回定時株主総会において、年額16,000万円以内(うち、社外取締役分3,000万円以内)とご承認いただいておりますが、今後の報酬額の決定について柔軟に対応するため、現行の取締役の報酬枠の範囲において、社外取締役部分の枠(3,000万円)についての廃止をお願いするものです。

また、この報酬額には従来どおり使用人兼取締役の使用人分の給与は含まないことといたします。

第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は9名(うち社外取締役4名)となります。

以上

(添付書類)

事業報告

(2016年4月1日から) (2017年3月31日まで)

1. 保険会社の現況に関する事項

- (1) 事業の経過及び成果並びに対処すべき課題
 - ① 当事業年度における事業の経過及び成果

当事業年度の国内経済は、企業収益が改善傾向にある中、雇用や所得環境の改善も続き、緩やかな回復基調が続いております。

生命保険業界におきましては、前事業年度に引き続き、低金利環境の影響を受け、一部の保険商品の販売停止や標準利率の改定に向けた対応に迫られるなど、各生命保険会社は厳しい外部環境に直面しております。一方、一部の銀行において、生命保険商品の販売手数料が開示されるなど、お客さま本位の対応が進みました。さらに、各生命保険会社が、新商品の開発及びお客さまサービスの拡充に加え、新しいテクノロジーを活用した取組みを開始するなど、競争は一層激化しております。

このような状況の中、当社は、相互扶助という生命保険の原点に戻り、「正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスの提供を追求する」というマニフェストの下、インターネットを主な販売チャネルとする生命保険会社として開業から9年目を迎えました。当事業年度は、新商品の発売、スマートフォンを活用したサービスの拡充、業務提携等におけるパートナーシップの一層の強化を通じて、引き続きお客さま視点でのサービスの提供に努めてまいりました。

当事業年度における具体的な取組み及び成果は、以下のとおりです。

(契約の状況)

2016年度の新契約の年換算保険料*1は、前事業年度比114.5%の1,361百万円、新契約高は、前事業年度比91.6%の158,942百万円となりました。申込件数は、前事業年度比122.1%の40,742件、新契約件数は、前事業年度比118.3%の29,741件となりました。

当事業年度末の保有契約の年換算保険料*1は、前事業年度末比107.6%の10,088百万円、保有契約高は、前事業年度末比103.2%の1,966,965百万円となりました。保有契約件数は、前事業年度末比106.3%の239,800件となり、保有契約者数は、2017年2月に15万人を超え、152,545人となりました。なお、保有契約件数は、2017年4月に24万件を突破しました。また、当事業年度の解約失効率*2は、6.6%(前事業年度6.7%)となりました。

- *1. 年換算保険料とは、1回当たりの保険料について保険料の支払い方法に応じた係数を乗じ、1年当たりの保険料に換算した金額をいいます。当社商品の保険料は全て月払いのみとなっているため、1ヶ月当たりの保険料に12を乗じたものを年換算保険料としております。
- *2. 解約失効率は、解約・失効の件数を月々の保有契約件数の平均で除した比率を年換算した数値です。

(収支の状況)

当事業年度の保険料等収入は、保有契約件数の増加に伴い、前事業年度比107.7%の9,816百万円となりました。また、資産運用収益は、前事業年度比83.6%の216百万円となりました。その他経常収益は、63百万円となりました。この結果、当事業年度の経常収益は、前事業年度比107.6%の10,096百万円となりました。

保険金等支払金は、保険金の支払件数が増加したことなどにより、前事業年度比139.6%の1,796百万円となりました。保険金及び給付金支払額の保険料に対する割合は、前事業年度の12.0%から16.0%に増加しました。責任準備金等繰入額は、前事業年度比95.1%の3,638百万円となりました。責任準備金繰入額の保険料に対する割合は、前事業年度の41.6%から37.8%となりました。事業費は、前事業年度比124.9%の4,047百万円となりました。事業費のうち、広告宣伝費を中心とした営業費用は前事業年度比139.9%の1,822百万円、保険事務費用は前事業年度比108.2%の569百万円、システムその他費用は前事業年度比117.4%の1,655百万円となりました。また、保険業法第113条繰延資産償却費は、2,120百万円となりました。なお、当社は、2012年度までに計上した保険業法第113条繰延資産を、開業10年目である2017年度まで均等償却することとしておりましたが、当事業年度において一括償却しました。これらにより、当事業年度の経常費用は前事業年度比123.0%の12,128百万円となりました。

以上の結果、当事業年度の経常損失は、前事業年度の475百万円に対して、2,031百万円となりました。なお、保険業法第113条繰延資産償却費を考慮する前の経常利益は、前事業年度の584百万円に対して、88百万円となり、黒字を継続しました。当期純損失は、前事業年度の429百万円に対して、1.889百万円となりました。

また、生命保険会社の収益性を示す指標のひとつである基礎利益は、保険業法第113条 繰延資産を一括償却したことなどにより、前事業年度の450百万円のマイナスに対して、 1,936百万円のマイナスとなりました。内訳は、危険差益2,293百万円、費差損4,247百万 円、利差益17百万円となりました。

(資産、負債及び純資産の状況)

当事業年度末の総資産は、31,934百万円(前事業年度末30,317百万円)となりました。主な勘定残高として、高格付けの公社債を中心とする有価証券は、26,372百万円となりました。なお、株式は、資本業務提携を目的として従来から保有している当社の保険募集代理店である株式会社アドバンスクリエイトの株式及び韓国の教保生命保険株式会社と合弁で設立した教保ライフプラネット生命保険株式会社の株式のみを保有しております。また、保険業法第113条繰延資産を一括償却したことにより、同資産の残高はゼロとなりました。

負債は、保険料の増加に伴い責任準備金が増加したことから、18,288百万円(前事業年度末14,893百万円)となりました。主な勘定残高は、責任準備金17,189百万円(うち、危険準備金1,402百万円)、支払備金311百万円となりました。

純資産は、当期純損失を計上したため、13,645百万円(前事業年度末15,423百万円) と減少しました。

当事業年度末のソルベンシー・マージン比率は、2,723.0%(前事業年度末2,805.5%) となり、充分な支払余力を維持しております。

② 対処すべき課題

当社は、今後も着実な成長を実現するために、2018年度までの中期計画を策定しました。中期計画の骨子は、以下のとおりです。

○中期計画の骨子

2018年度 経営目標	経常収益135億円 経常損益の黒字化
事業戦略	1. 「インターネット直販」、「KDDI(提携専属代理店)」、 「対面代理店」を柱に 2. 全てのチャネルにおいて、独自の顧客価値を継続的に創出 3. 将来への投資や研究開発の努力
組織戦略	「変化」、「挑戦」、「一体感」
内部管理態勢	事業戦略を支えるリスク管理・顧客保護態勢の高度化

2018年度の経営目標として、経常収益を135億円とするとともに、経常損益の黒字化の達成を掲げております。中期計画の1年目である2016年度においては、新契約業績が、5事業年度ぶりに前事業年度を超え、反転を実現しました。2017年度においては、新契約業績を着実に伸長させ、持続的に収益を生み出すことのできる体制を確立することで、2018年度において、経営目標の達成を目指します。

当社は、この経営目標を達成するために、「正直に経営し、わかりやすく、安くて便利 な商品・サービスの提供を追求する」というマニフェストに基づき、以下の対処すべき課 題に対して、取組みを推進します。

・ 3つのチャネルを柱とした新契約業績の着実な成長

当社は、中期計画の経営目標の達成に向けて、3つのチャネルを柱として、着実な成長を目指します。

まず、インターネット直販チャネルでは、新商品の開発に取組むとともに、その発売に向けて力強い営業体制を整え、新商品の認知度の向上及び販売に努めます。また、既存の商品においても、お客さまの属性及びライフステージにあったアプローチやメディア活用を強化することで、サイト来訪者数の増加を図り、新契約の獲得に繋げます。テレビCM以外の効率的な流入経路も、引き続き模索します。

次に、KDDI(提携専属代理店)チャネルでは、KDDI株式会社の顧客基盤を活かし、より多くのお客さまに保険料還付金付き「auの生命ほけん」をお届けするための販路拡大の試みのひとつとして、一部のauショップでの試験販売を行う予定です。また、ネット生保として蓄積した当社のノウハウを活用して、お客さまにわかりやすい「auの生命ほけん」ウェブサイトの改善に努めるとともに、ウェブサイト、KDDI株式会社のコールセンターであるauフィナンシャルサポートセンター、auショップの3つの販路を相互に活かした販売モデルの確立を目指します。

最後に、代理店チャネルでは、2016年6月に発売した就業不能保険「働く人への保険2」の販売を強化します。各代理店が、就業不能保険「働く人への保険2」をわかりやすくお客さまへ説明できるよう、当社の営業支援体制を整え、現在市場が広がりつつある就業不能保険商品における当社の優位性のさらなる向上を目指します。

・事業費効率の改善

2017年度は、新契約業績のさらなる成長を目指し、2016年度に引き続き、営業費用の積極的な投下を予定しているものの、同時に、中期計画の経営目標のひとつである経常損益の黒字化の達成を目指し、事業費効率の改善に努めます。インターネット直販チャネルにおいては、テレビCMをはじめとする広告宣伝費を効率的に投下することなどにより、獲得効率の改善を目指します。また、KDDI株式会社を含めた代理店チャネルにおいては、各代理店の顧客基盤やブランド力を活用することで、インターネット直販チャネルとは異なる特性を持つお客さまへ、効率よく当社の保険をお届けします。さらに、新契約の獲得費用以外の事業費については、コスト管理を全社において徹底し、業務の生産性を高めることで、事業費効率の改善を図ります。

・積極的な商品開発の実現及びスマートフォンを活用したサービスの強化

当社は、引き続き、お客さまの求める、時代にあった商品・サービスの開発に努めます。 そのために、商品開発体制をより一層強化し、新商品の積極的な開発を目指します。

また、当社では、スマートフォンを活用したサービスを積極的に提供してきたことなどから、スマートフォンからの資料請求や保険の申込みの割合が増加傾向にあります。この特徴を活かして、ご契約者との接点をより強化するために、スマートフォンを活用したサービスの充実に努めます。特に、2016年度に開始した保険を検討中のお客さま向けのLINEを通じたサービスを、契約後のサービスにも拡大することを目指します。スマートフォンを活用して、15万人を超えるご契約者が、契約後も当社のサービスを身近に便利に感じられるようコミュニケーションを図ることで、顧客満足度を高め、長期にわたる当社との信頼関係の維持・強化に努めます。

当社は、時代の流れやお客さまのニーズに対応するための変化を恐れず、特徴ある生命保 険会社としての挑戦を続けることで、中期計画の経営目標の達成に向けた歩みを進めます。 株主の皆さまにおかれましては、引き続き温かいご支援を賜りますよう、よろしくお願 い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況の推移

		区		分			2013年度	2014年度	2015年度	2016年度 (当事業年度)
年							億円	億円	億円	億円
度	個	,	人	保		険	17,023	18,310	19,062	19,669
末	個	人	年	金	保	険	_	_	_	_
契	団	1	体	保	<u>!</u>	険	_	_	_	_
約	団	体	年	金	保	険	_	_	_	_
高	そ	の	他	の	保	険	_	_	_	_
							百万円	百万円	百万円	百万円
保	険	米	4	等	収	入	7,537	8,493	9,117	9,816
資	産	洭	匡	用	収	益	57	124	259	216
保	険	金	等	支	払	金	1,196	1,324	1,287	1,796
経	Î	常	損		失(/	\triangle)	△2,258	△1,532	△475	△2,031
契	約 者	配当	4 準	備 金	繰力	額	_	_	_	_
当	期	純	į į	損	失(∠	△)	△2,194	△1,624	△429	△1,889
総			資			産	21,188	23,387	30,317	31,934
1 杉	ま当た	: り 当	当期系	純損り	夫 (∠	△)	△52.11円	△38.52円	△8.75円	△37.37円

(注)保険業法第113条に基づき、開業後の2008年度から2012年度までに発生した事業費の一部を保険業法第113条繰延資産として計上し、開業10年目である2017年度まで均等償却することとしておりましたが、当事業年度において、当繰延資産を一括償却したことにより、経常損失が増加しました。なお、保険業法第113条繰延資産の償却費を考慮する前の経常損益の推移は、以下のとおりです。

(参考)保険業法第113条繰延資産 考慮前経常損益	△1,198	△472	584	88
------------------------------	--------	------	-----	----

(3) 支店等及び代理店の状況

当社は、インターネットを主な販売チャネルとすることにより、主要な拠点を東京都千代 田区の本社のみとし、支店等を設置しておりません。

なお、当社は、自社で策定している事業継続計画に基づき、自然災害等の不測の事態における業務継続体制を確保するため、本社以外に業務を継続できる拠点を設けております。災害、事故等によって、本社が使用不能となる場合でも、優先度の高い保険金等の支払いを中心に、速やかに業務を継続できる体制を整えております。

また、当社の代理店の状況は、以下のとおりです。

(単位:店)

	区	区 分			前事業年度末	当事業年度末	当事業年度増減
代		理		店	19	18	△1
海	外	代	理	店	_	_	_
		計			19	18	△1

(4) 使用人の状況

(2017年3月31日現在)

				前	車	業	当	車	丵	当事業年度		当 事	業	年	度す	現 現	在
	区	分		前年	事度	亲	当年	事度	事業 当事業年度 度 末 増 漏	増満	平	均年齢	平年	均重	勤 続 数	平均月	」給 与 額
													+ •				
内	務	職	員		12	1名		14	4名	23名		39.1歳		4	4.1年	535	5.8千円
営	業	職	員			_			_	_		_					

- (注) 1. 内務職員144名のうち、男性は81名、女性は63名です。
 - 2. 使用人の状況には、契約社員及び当社からの出向者を含み、派遣社員及び当社への出向者を含んでおりません。
 - 3. 派遣社員の平均雇用人員は34名です。
 - 4. 平均給与月額は、税込定例給与であり、賞与及び時間外手当を含んでおりません。なお、当事業年度においては、賞与を支給しておりません。
- (5) 主要な借入先の状況 該当事項はありません。

(6) 資金調達の状況

当事業年度は、新株予約権の行使により、総額で213百万円の資金調達を行いました。

- (7) 設備投資の状況
 - ① 当事業年度における設備投資の総額 設備投資の主な内容は、商品開発に係るシステム費用です。

(単位:百万円)

設備投資の総額

356

② 重要な設備の新設等 該当事項はありません。

- (8) 重要な親会社及び子会社等の状況
 - ① 親会社の状況 該当事項はありません。
 - ② 子会社等の状況 該当事項はありません。
 - ③ 重要な業務提携の概況

当社は、KDDI株式会社と業務提携契約を締結しております。両社で業務推進委員会を 設置し、お客さまにとって便利でお得な金融サービスを創造することを目指して、検討を 重ねております。

また、2013年4月に、Swiss Reグループの再保険会社であるSwiss Reinsurance Company Ltd (以下「Swiss Re社」) が当社の主要株主となるとともに、当社はSwiss Re社と業務提携契約を締結しました。2017年3月に、Swiss Reグループ内における当社株式の所有会社の変更により、当社の主要株主はSwiss Re社からSwiss Re Life Capital Ltd (以下「SRLC社」) へ異動するとともに、業務提携契約もSRLC社と締結することとなりました。引き続き、両社の業務拡大に資する提携施策に取り組んでまいります。

- (9) 事業の譲渡・譲受け等の状況 該当事項はありません。
- (10) その他保険会社の現況に関する重要な事項

生命保険会社は、契約を獲得する際にかかる費用を、保険料として長期の契約期間で回収するため、契約初期においては収入より支出が過大となる傾向があります。このように、保険会社は開業当初に保険料収入よりも多額の事業費が先行して発生することから、保険業法第113条第1項において開業から5年間の事業費を資産として計上し、10年以内に償却することが認められております。

当社においても、同法に則り、開業後の2008年度から2012年度までに発生した事業費の一部を保険業法第113条繰延資産として計上し、2017年度までの10年間にわたり償却することとしており、2013年度以降は、毎事業年度1,060百万円を均等償却しておりました。2016年3月末には、貸借対照表の資産の部に保険業法第113条繰延資産として、2016年度及び2017年度において均等償却を行う予定であった2,120百万円を計上しておりましたが、以下の理由により、当事業年度において一括償却しました。

- ① 2015年度から2事業年度にわたり、実質的な会計損益である保険業法第113条繰延資産償却費を考慮する前の経常損益が黒字となり、安定した財務基盤が確立されたこと
- ② 貸借対照表上、将来の費用となる繰延資産を計上しておくよりも、一括償却することでより健全な財務内容となること

この結果、当事業年度末において、保険業法第113条繰延資産の残高はゼロとなりました。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

(2017年3月31日現在)

j	5.05	**** 名	役職及び担当	重 要 な 兼 職 の 状 況
世	ぐち 口	治 明	代表取締役会長	_
岩	瀬	大 輔	代表取締役社長	教保ライフプラネット生命保険株式会社 取締役
西	だ田	政 之	取締役副社長 執行役員 営業本部長	_
なか中	だ 田	** す。	常務取締役 執行役員 チーフ・コミュニケーション・ オフィサー	_
八	t H	かとし	常務取締役 執行役員 【担当】監査部 チーフ・コンプライアンス・ オフィサー	_
篠	っか 塚	英子	取締役(社外役員)	日本証券金融株式会社 社外取締役 株式会社小松製作所 社外監査役
きたか	たに 谷	正 伸	取締役(社外役員)	_
水	越	^{ゆたか} 豊	取締役(社外役員)	ボストン コンサルティング グループ シニア・パートナー・アンド・マネージング・ディレクターアサガミ株式会社 社外取締役
勝	木	とも び 彦	取締役(社外役員)	KDDI株式会社 バリュー事業本部金融・コマース推進本部長兼コマースビジネス部長 au損害保険株式会社 社外取締役
伊	佐	誠次郎	常勤監査役	あすかアセットマネジメント株式会社 社外監査役
が伏	見	*** 泰 治	監査役(社外役員)	ツネイシホールディングス株式会社 特別顧問
増	ř H	th. uss 健 一	監査役(社外役員)	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー株式会社ブリヂストン 社外取締役 あすかコーポレイトアドバイザリー株式会社 社外監査役 株式会社マーキュリアインベストメント 社外監査 役
河	相	ただす 董	監査役(社外役員)	_

- (注) 1. 代表取締役社長岩瀬大輔氏は、2016年6月25日付けで、株式会社ベネッセホールディングスの社外取締役を退任しました。
 - 2.2016年6月26日付けで、以下のとおり、取締役の担当を変更しました。

J	氏			役職及び担当(変更前)	役職及び担当(変更後)
出	出口治明		明	代表取締役会長兼CEO 執行役員	代表取締役会長
岩	瀬大輔		輔	代表取締役社長兼COO 執行役員	代表取締役社長

- 3. 常務取締役を務めていた樋口俊一郎氏は、2016年6月15日付けで、辞任しました。
- 4. 取締役勝木朋彦氏は、2016年8月26日付けで、株式会社Gunosyの社外取締役を退任しました。また、2016年12月28日付けで、KDDI株式会社のバリュー事業本部金融・コマース推進本部長兼コマースビジネス部長に就任しました。さらに、2017年4月1日付けで、同社のライフデザイン事業本部副事業本部長に就任しました。
- 5. 監査役伏見泰治氏は、会社経営及び金融に関する豊富な経験と高い見識を有しております。監査役河相 董氏は、会社経営及び財務に関する豊富な経験と高い見識を有しております。
- 6. 社外取締役である篠塚英子、髙谷正伸及び水越豊の各氏並びに社外監査役である伏見泰治、増田健一及び河相董の各氏は、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。
- 7. 当社は、執行役員制度を導入しております。2017年3月31日現在の取締役を兼務していない執行役員は以下のとおりです。

以下	$D \subset X$	うりじ	9 0	
	氏 名		1	役職及び担当
木	庭	康	宏	執行役員 コーポレート本部長
成	相	衆	ざ治	執行役員 【担当】プロジェクト推進室 システム戦略本部長
**************************************		りょう 亮	介	執行役員 【担当】KDDI事業部 経営戦略本部長
やま山	崎	^{たか}	です	執行役員 お客さまサービス本部長

8. 当事業年度後の2017年4月1日付けで、以下のとおり、執行役員を新たに選任しました。

Į	氏 名			役	職	及	び	担	当	
馬	場	z-j 宏	ॻऻ॒त	執行役員 システム戦略本部長						

9. 当事業年度後の2017年4月1日付けで、以下のとおり、執行役員の担当を変更しました。

٠.	1 3 事 末 及及り2017			2017	1 1/11 111/1/ 6/ 5/	\ • / ·		7/11/17	· > 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	/ / /	2050	, , ,	
	[氏 名				役	職	及	び	担	当		
	西	田	政	之	取締役副社長 執行役員 コーポレート本部	長							
	木	庭	康	宏	執行役員 経営戦略本部長								
	成	相	衆	治	執行役員 【担当】プロジェ	クト扌	推進室						
	森		亮	介	執行役員 【担当】KDDI事 営業本部長	業部							

(2) 会社役員に対する報酬等

区 分	支 給 人 数	報酬等	そ の 他
取 締 役 (うち社外取締役)	12名 (6名)	13,107万円 (1,200万円)	取締役の報酬限度額は、2015年6月21日 開催の第9回定時株主総会において年額 16,000万円以内(うち、社外取締役分 3,000万円)と決議されております。
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	3,425万円 (1,425万円)	監査役の報酬限度額は、2012年6月24日 開催の第6回定時株主総会において年額 4,000万円以内と決議されております。
合 計	16名	16,532万円	

- (注) 1. 取締役の支給人数及び報酬等の額には、2016年6月15日付けで辞任した取締役1名及び2016年6月26日 開催の第10回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役3名を含み、無報酬の社外取締役1名を含んでおりません。
 - 2. 当社は、役員の選任及び役員報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任の強化を図るため、2016年6月に任意の指名・報酬委員会を設置しました。指名・報酬委員会は、3名の独立社外取締役及び代表取締役社長で構成しております。各取締役の報酬額については、指名・報酬委員会において審議の上、決定しております。

(3) 責任限定契約

当社は以下のとおり、業務執行取締役等であるものを除く取締役及び監査役と責任限定契約を締結しております。

J	氏	名	i		責	任	限	定	契	約	0)	内	容	0)	概	要	
篠	塚	英	子														
髙	谷	正	伸														
水	越		豊														
勝	木	朋	彦	在任中 役等カ	が職務を行	E務を怠	うき善	意であ	りか	つ重大	な過	夫がな	かった	ことき	は、分	会社法第425条	第
伊	佐	誠と	京郎	1項に	こ定める 額につい	曼低青年	F限度	額を上	限とし	して、	損害!!	音信書	任を負	うち	のとし	/、 当該限度額	を
伏	見	泰	治	,				,,,,,							•		
増	田	健	_														
河	相		董														

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

(2017年3月31日現在)

	氏	名		重要な兼職その他の状況
篠	塚	英	子	日本証券金融株式会社社外取締役及び株式会社小松製作所社外監査役を兼職しております。当社と兼職先との間に記載すべき取引関係はありません。
髙	谷	正	伸	_
水	越		如睡	ボストン コンサルティング グループ シニア・パートナー・アンド・マネージング・ディレクター及びアサガミ株式会社社外取締役を兼職しております。当社と兼職先との間に記載すべき取引関係はありません。
勝	木	朋	彦	KDDI株式会社バリュー事業本部金融・コマース推進本部長兼コマースビジネス部長及びau 損害保険株式会社社外取締役を兼職しております。KDDI株式会社は、当社の主要株主かつ 筆頭株主であり、当社のその他の関係会社です。当社は、同社と業務提携契約を締結してお ります。また、当社は、当事業年度において同社との間に、保険販売に関する代理店手数料 等の取引があります。その他の兼職先との間に記載すべき取引関係はありません。
伏	見	泰	治	ツネイシホールディングス株式会社特別顧問を兼職しております。当社と兼職先との間に記載すべき取引関係はありません。
増	田	健	1	アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナー、株式会社ブリヂストン社外取締役、あすかコーポレイトアドバイザリー株式会社社外監査役及び株式会社マーキュリアインベストメント社外監査役を兼職しております。株式会社マーキュリアインベストメントが運営するファンドであるあすかDBJ投資事業有限責任組合は、当社株式の11.11%を保有する主要株主です。その他の兼職先との間に記載すべき取引関係はありません。
河	相		董	

(注) 取締役勝木朋彦氏は、2016年8月26日付けで、株式会社Gunosyの社外取締役を退任しました。また、2016年12月28日付けで、KDDI株式会社のバリュー事業本部金融・コマース推進本部長兼コマースビジネス部長に就任しました。さらに、2017年4月1日付けで、同社のライフデザイン事業本部副事業本部長に就任しました。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	3	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
篠塚英	子	10ヶ月	取締役会11回中11回出席	経済、労働及び法律に関する豊富な経験と幅 広い知識に基づき、議案の審議に必要な発言 を適宜行いました。また、当社任意の指名・ 報酬委員会の委員を務めました。
髙 谷 正	伸	10ヶ月	取締役会11回中11回出席	金融及び企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識に基づき、議案の審議に必要な発言を 適宜行いました。また、当社任意の指名・報 酬委員会の委員を務めました。
水 越	豊	10ヶ月	取締役会11回中11回出席	コンサルティングファームにおける企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。また、当社任意の指名・報酬委員会の委員長を務めました。
勝木朋	彦	1 年 10ヶ月	取締役会15回中14回出席	KDDI株式会社における新規ビジネス及び金融ビジネスの豊富な経験と幅広い知識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
伏 見 泰	治	10年6ヶ月	取締役会15回中15回出席 監査役会14回中13回出席	会社経営及び金融に関する豊富な経験と幅広い知識に基づき、議案の審議に必要な発言を 適宜行いました。
増 田 健	_	9年11ヶ月	取締役会15回中14回出席 監査役会14回中14回出席	弁護士として、企業法務に関する専門的見地 に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行 いました。
河相	董	9年11ヶ月	取締役会15回中14回出席 監査役会14回中14回出席	会社経営及び財務に関する豊富な経験と幅広 い知識に基づき、議案の審議に必要な発言を 適宜行いました。

- (注) 1. 以上の取締役会の開催回数のほか、法令及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。
 - 2. 取締役篠塚英子、髙谷正伸及び水越豊の各氏は、2016年6月26日開催の第10回定時株主総会において選任されたため、出席対象の取締役会の開催回数が他の社外役員と異なります。

(3) 社外役員に対する報酬等

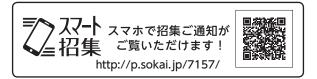
区	分	支給人数	保険会社からの報酬等	保険会社の親会社等からの報酬等
報酬等台	信台	9名	2,625万円	_

- (注)支給人数及び報酬等の額には、2016年6月26日開催の第10回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役3名を含み、無報酬の社外取締役1名を含んでおりません。
- (4) 社外役員の意見 該当事項はありません。

- 4. 株式に関する事項
- 5. 新株予約権等に関する事項
- 6. 会計監査人に関する事項
- 7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
- 8. 業務の適正を確保するための体制
- 9. 特定完全子会社に関する事項
- 10. 親会社等との間の取引に関する事項
- 11. 会計参与に関する事項

以上の4から11までの事項等は、法令及び定款の規定に基づき、当社株主・投資家情報ウェブサイトの株主総会ページ(http://ir.lifenet-seimei.co.jp/ja/stock/meeting.html)の「第11回定時株主総会招集ご通知に関するインターネット開示情報」に掲載しております。

また、インターネット開示情報を含む招集ご通知は、以下のURL(http://p.sokai.jp/7157/) 又はQRコードから、スマートフォンでもご覧いただけます。



12. その他

当社は、法令に別段の定めのある場合を除き、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める 事項の決定機関を取締役会とすることを定款に規定しております。

当社は、保険業法第113条に規定する繰延資産を2016年3月末まで貸借対照表上に計上していたため、保険業法第17条の6の規定により、剰余金の配当を行うことができませんでした。当事業年度において、保険業法第113条繰延資産の一括償却を行ったため、保険業法による剰余金の配当についての制約はなくなったものの、累積損失を計上していることから、現時点での剰余金の配当に関する具体的な実施時期等は未定です。今後も、認知度向上、新しい商品・サービスの開発等の成長施策、システム投資等に調達資金を有効活用し、事業の拡大と利益の創出を目指すとともに、将来的には、剰余金の配当を含めた株主還元策の実施を検討することとしております。

貸借対照表 (2017年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負 債 の 部)	
現 金 及 び 預 貯 金	1,004	保険契約準備金	17,501
預 貯 金	1,004	支 払 備 金	311
買入金銭債権	1,999	責 任 準 備 金	17,189
金 銭 の 信 託	995	代 理 店 借	39
有 価 証 券	26,372	再 保 険 借	68
国 債	9,876	その他負債	469
地 方 債	1,496	未 払 法 人 税 等	1
社 債	11,751	未 払 金	37
株式	334	未 払 費 用	330
外 国 証 券	819	預 り 金	13
その他の証券	2,095	リ ー ス 債 務	51
有 形 固 定 資 産	123	資 産 除 去 債 務	33
建物	16	仮 受 金	2
リース 資産	59	特別法上の準備金	19
その他の有形固定資産	46	価格変動準備金	19
無形固定資産	502	繰 延 税 金 負 債	189
ソフトウエア	412	負 債 の 部 合 計	18,288
ソフトウエア仮勘定	54	(純 資 産 の 部)	
リース 資産	34	資 本 金	12,136
その他の無形固定資産	0	資 本 剰 余 金	12,136
代 理 店 貸	1	資 本 準 備 金	12,136
再 保 険 貸	30	利 益 剰 余 金	△11,116
その他資産	904	その他利益剰余金	△11,116
未 収 金	742	繰 越 利 益 剰 余 金	△11,116
前 払 費 用	45	株 主 資 本 合 計	13,157
未 収 収 益	40	その他有価証券評価差額金	488
預 託 金	73	評価・換算差額等合計	488
仮 払 金	2	純 資 産 の 部 合 計	13,645
資産の部合計	31,934	負債及び純資産の部合計	31,934

<u>損 益 計 算 書</u> (2016年4月1日から) 2017年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目 金 額 経 常 収 益 10,096 保 険 収 入 9,816 保 険 収 入 9,628 再 保 収 入 187 資 産 運 用 収 益 216 利息及び配当金等収入 215 215 215 215 有価証券利息・配当金 215 215 2215 その他利息配当金 0 215 その他科和息配当金 0 23 その他経常収益 63 支払備金戻入額 45 その他の経常収益 その他の経常収益 その他の経常収益 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 3 4 2 3 4 3 4 4 4 3 4 4 3 4 2 4 4 3 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 <th></th>	
保 険 料 等 収 入 9,816 保 険 収 入 187 資 産 運 用 収 益 利 息 及 び 配 215 預 貯 金 利 息 0 有 価<	
保 険 料 9,628 再 保 収 入 資 産 運 用 収 益 利 息 及 び 配 215 預 貯 金 利 息 0 有 価<	
資産運用収益 216 利息及び配当金等収入 215 預貯金利息・配当金 215 有価証券利息・配当金 215 その他利息配当金 0 金銭の信託運用益 0 その他経常収益 63 支払備金戻入額	
資産運用収益 216 利息及び配当金等収入 215 預貯金利息・配当金 215 有価証券利息・配当金 215 その他利息配当金 0 金銭の信託運用益 0 その他経常収益 63 支払備金戻入額	
利息及び配当金等収入 215 預貯金利息・配当金 215 有価証券利息・配当金 215 その他利息配当金 0 金銭の信託運用益 0 その他経常収益 63 支払備金戻入額	
預 貯 金 利 息 0 有 価 証 券 利 息・配 当 金 215 そ の 他 利 息 配 当 金 0 金 銭 の 信 託 運 用 益 0 そ の 他 経 常 収 益 63 支 払 備 金 戻 入 額 45	
金銭の信託運用益 0 その他経常収益 63 支払備金戻入額	
金銭の信託運用益 0 その他経常収益 63 支払備金戻入額	
金銭の信託運用益 0 その他経常収益 63 支払備金戻入額	
その他経常収益 63 支払備金戻入額 45	
支 払 備 金 戻 入 額 45	
文 払 幅 金 戻 人 額 45 そ の 他 の 終 党 収	
経 常 費 用 12,128	
保険金等支払金 12,125 保険金 1,796 保険金 1,005	
保 険 金 1,005 給 付 金 535	
箱	
そ の 他 返 戻 金 再 保 険 料 256	
再 保 険 料 256	
責 任 準 備 金 等 繰 入 額 3,638	
資産運用費用	
支 払 利 息 そ の 他 運 用	
で の 他 運 用 費 用	
事 業 費 4,047 そ の 他 経 常 費 用 2,646	
その他経常費用 2,646	
税 金 282	
減 価 償 却 費 239	
保 険 業 法 第 1 1 3 条 繰 延 資 産 償 却 費 2,120	
その他の経常費用 3	
【 経 常 損 失(△) △2,031	
特別 損 失 6 特別法上の準備金繰入額 6	
特別法上の準備金繰入額 6	
6	
税 引 前 当 期 純 損 失(△) △2,038	
法 人 税 及 び 住 民 税 22	
法 人 税 等 調 整 額	
」 法 人 税 等 合 計 △149	
当 期 純 損 失(△) △1,889	

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月12日

ライフネット生命保険株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 平 栗 郁 朗 印 指定有限責任社員 公認会計士 森 本 洋 平 印 業務執行社員 公認会計士 森 本 洋 平 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ライフネット生命保険株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と 認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産 及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利 害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2016年4月1日から2017年3月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類 (貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書に ついて検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2017年5月12日

ライフネット生命保険株式会社 監査役会

常勤監査役 伊 佐 誠次郎 印

社外監査役 伏 見 泰 治 印

社外監査役 増 田 健 一 印

社外監査役 河 相 董 印

以上

株主・投資家情報ウェブサイトのご案内

株主及び投資家の皆さまに、当社をより深くご理解いただけるよう、株主・投資家情報ウェブサイトにて事業内容 や決算説明会の動画を含む最新のIR資料等を掲載しておりますので、ぜひご覧ください。(2017年5月16日現在)

ライフネット生命

検索

http://ir.lifenet-seimei.co.jp/ja/



IRメール配信のご登録

ニュースリリースや決算情報の開示などIRに 関連する情報を、ご登録のメールアドレス に配信します。

QRコード読み取り機能のあるモバイル機器 をお持ちの方はこちらからアクセスできます。



IRよくあるご質問

株主の皆さまより日々 お寄せいただく質問に 対して、会長の出口、



社長の岩瀬がお答えしています。

はじめてのライフネット生命

ライフネット牛命をご 理解いただくためのポ イントをわかりやすく ご紹介しています。



以下の情報をご覧いただけます。



会社情報

- 会計概要
- ●マニフェスト
- 経営陣
- ●ガバナンス
- ●沿革

強み・戦略

- ●ネット牛保の可能性
- ●当社の強み
- ●中期計画
- ●対処すべき課題

3

業績・財務

- ●財務ハイライト
- 保有契約件数
- 月次業績速報

4

IRライブラリー

- ●決算発表資料
- ●エンベディッド・バリュー ●株価
- ●有価証券報告書
- ●ディスクロージャー誌 ●配当
- ●IR資料

6

株式情報

- ●株式の概要
- 株主総会
- 定款・株式取扱規則

ライフネットの生命保険マニフェスト

「生命保険はむずかしい」 そう言われる時代は、もう、終りにさせたい

1 私たちの行動指針

- (1) 私たちは、生命保険を原点に戻す。生命保険は生活者の「ころばぬ先 の杖が欲しい」という希望から生れてきたもので、生命保険会社とい う、制度が先にあったのではないという、原点に。
- (2) 一人一人のお客さまの、利益と利便性を最優先させる。私たちもお客さまも、同じ生活者であることを忘れない。
- (3) 私たちは、自分たちの友人や家族に自信をもってすすめられる商品しか作らない、売らない。
- (4) 顔の見える会社にする。経営情報も、商品情報も、職場も、すべてウェブサイトで公開する。
- (5) 私たちの会社は、学歴フリー、年齢フリー、国籍フリーで人材を採用する。そして子育てを重視する会社にしていく。働くひとがすべての束縛からフリーであることが、ヒューマンな生命保険サービスにつながると確信する。
- (6) 私たちは、個人情報の保護をはじめとしてコンプライアンスを遵守し、よき地球市民であることを誓う。あくまでも誠実に行動し、倫理を大切にする。

2 生命保険を、もっと、わかりやすく

- (1) 初めてのひとが、私たちのウェブサイトを見れば理解できるような、 簡単な商品構成とする。例えば、最初は、複雑な仕組みの「特約」を 捨て、「単品」のみにした。
- (2) お客さまが、自分に合った商品を自分の判断で、納得して買えるようにしたい。そのための情報はすべて開示する。例えば、私たちの最初の商品は、生命保険が生れた時代の商品のように、内容がシンプルで、コストも安く作られている。そのかわり、配当や解約返戻金や特約はない。保険料の支払いも月払いのみである。このような保険の内容も、つつみ隠さず知ってもらう。
- (3) すべて、「納得いくまで」、「腑に落ちるまで」説明できる体制をと とのえていく。わからないことは、いつでも、コンタクトセンターへ。 またウェブサイト上に、音声や動画などを使用して、わかりやすく、 退屈させないで説明できる工夫も、十分にしていく。
- (4) 私たちのウェブサイトは、生命保険購入のためのみに機能するものではなく、「生命保険がわかる」ウェブサイトとする。
- (5) 生命保険は形のない商品である。だから「約款」 (保険契約書)の内容が商品内容である。普通のひとが読んで「むずかしい、わからない」では商品として重大な欠陥となる。誰でも読んで理解でき、納得できる「約款」にする。私たちは、約款作成にこだわりを持ち、全社員が意見をだしあって誠意をもって約款を作成した。
- (6) 生命保険は、リスク管理のための金融商品である。その内容について、お客さまが冷静に合理的に判断できる情報の提供が不可欠である。

3 生命保険料を、安くする

- (1) 私たちは生命保険料は、必要最小限以上、払うべきではないと考える。 このため、さまざまな工夫を行う。
- (2) 私たちの生命保険商品は、私たち自身で作り私たちの手から、お客さまに販売する。だからその分、保険料を安くできる。
- (3) 保障金額を、過剰に高く設定しない。適正な金額とする。 したがって、毎月の保険料そのものが割安となる。私たちのシミュレ ーションモデルは、強された家族が働く前提で作られている。「すべ てのひとは、働くことが自然である」と考えるから。そのために、い ざという場合の保険金額も、従来の水準よりも低く設定されている。
- (4)確かな備えを、適正な価格で。私たちの最初の商品は、シンプルな内容の「単品」のみである。良い保険の商品とは、わかりやすく、適正な価格で、いつでもフレンドリーなサービスがあり、支払うときも、あやまりなく、スピーディーであるかが、問われると考える。それゆえに、あれこれ約束ごとを含む、複雑な特約とのセット販売は行わない。
- (5) 事務コストを抑える。そのために、紙の使用量を極力制限する。インターネット経由で、契約内容を確かめられるようにする。
- (6) 生命保険は、住宅の次に高い買物であると言われている。毎月の少しずつの節約が、長い人生を通してみると大きな差になることを、実証したい。
- (7) 生命保険料の支払いを少なくして、その分をお客さまの人生の楽しみに使える時代にしたいと考える。

4 生命保険を、もっと、手軽で便利に

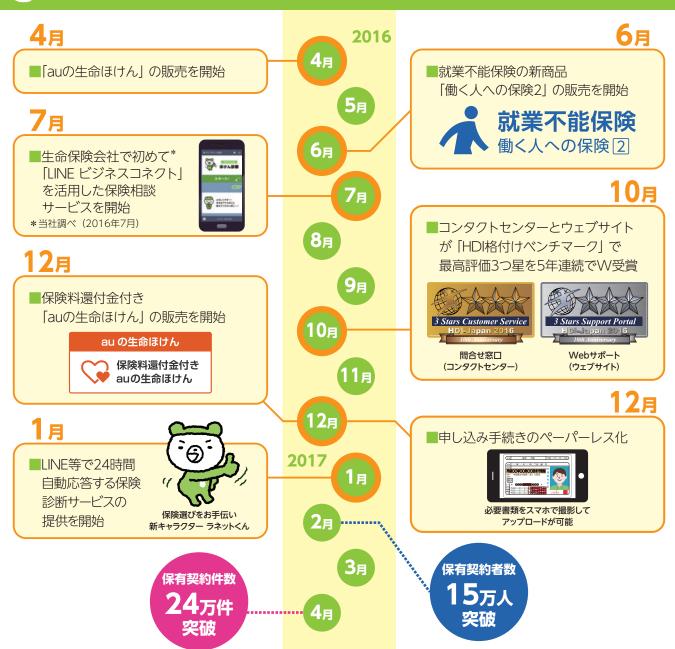
- (1) 私たちの生命保険の商品は、インターネットで、24時間×週7日、いつでもどこでも、申し込める。
- (2) 印鑑は使わなくてもよくした。法令上必要な書類はお客さまに郵送し、内容確認の上、サインして返送していただく。したがって、銀行振替申込書以外、押印は不要となる。
- (3) 満年齢方式を採用した。誕生日を起点に、一年中いつでも同じ保険料で加入できるように。
- (4) 私たちの商品の支払い事由は、死亡、高度障害、入院、手術のように、明確に定められている。この定められた事由により、正確に誠実に、遅滞なく支払いを実行する。手術の定義も、国の医療点数表に合わせた。この定義の採用は、日本ではまだ少ない。わかりやすくなり、「手術か、そうでないか」の議論の余地が少なくなる。なお、従来の生命保険では、88項目の制限列挙方式が主だった。
- (5) 私たちは「少ない書類で請求」と「一日でも早い支払い」を実現させたい。そのために、保険金などの代理請求制度を、すべての商品に付加した。また、お客さまからコンタクトセンターにお電話いただければ、ただちに必要書類をお送りできる体制にした。そして、保険請求時の必要書類そのものを最小限に抑えた。このようなことが可能になるのも、生命保険の原点に戻った、シンプルな商品構成だからである。

このマニフェストを宣言で、終らせません。 行動の指針とします。 私たちの出発を、見つめていてください。

ライフネット生命保険株式会社

(-)

) ライフネットカレンダー (2016年4月~2017年4月)



会場ご案内図

会場

日経ホール

東京都千代田区大手町一丁目3番7号 日経ビル3階





交通案内 地下鉄「大手町駅」 C2b出口直結

東京メトロ

- ◎ 千代田線「大手町駅」神田橋方面改札より徒歩約2分
- ⋒ 丸ノ内線「大手町駅」サンケイ前交差点方面改札より徒歩約5分
- ② 半蔵門線「大手町駅」大手町方面改札より徒歩約5分
- ① 東西線 「大手町駅」中央改札より徒歩約9分

「竹橋駅」 4番出口より徒歩約2分

都営地下鉄 ① 三田線 「大手町駅」大手町方面改札より徒歩約6分

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで スマートフォンがご案内します。













第 11 回定時株主総会招集ご通知に関する インターネット開示情報

(2016年4月1日から2017年3月31日まで)

事業報告

	4.	株式に関する事項	· 1
	5.	新株予約権等に関する事項	.2
		会計監査人に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		財務及び事業の方針の決定を支配する者	
		の在り方に関する基本方針	
	8.	業務の適正を確保するための体制	
		特定完全子会社に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		親会社等との間の取引に関する事項	
		会計参与に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
計	算書	類	
	株主		. 9
		-20 ~	
	.—,,,		

ライフネット生命保険株式会社

事業報告の「4.株式に関する事項」「5.新株予約権等に関する事項」「6.会計監査人に関する事項」「7.財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」「8.業務の適正を確保するための体制」「9.特定完全子会社に関する事項」「10.親会社等との間の取引に関する事項」及び「11.会計参与に関する事項」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」は、法令及び当社定款の規定に基づき、当社株主・投資家情報ウェブサイト(http://ir.lifenet-seimei.co.jp/ja/)に掲載することにより、株主の皆さまに提供したものとみなされます。

4. 株式に関する事項

(1)株式数

発行可能株式総数

100,000,000 株

発行済株式総数

51,145,000 株

(注)発行済株式総数は、新株予約権の行使により970,000株増加しました。

(2)当事業年度末株主数

7,954 名

(3)大株主(上位10名)

(2017年3月31日現在)

株主名	持株数 (株)	持株比率(%)
KDDI 株式会社	8,000,000	15.64
JP MORGAN CHASE BANK 380742	5,683,900	11.11
あすか DBJ 投資事業有限責任組合	5,683,800	11.11
三井物産株式会社	4,800,000	9.38
株式会社セブン・フィナンシャルサービス	3,250,000	6.35
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	2,323,868	4.54
立花証券株式会社	2,198,500	4.29
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,669,100	3.26
株式会社新生銀行	1,625,000	3.17
株式会社リクルートホールディングス	1,250,000	2.44

(注) Swiss Re Life Capital Ltd から、2017 年 3 月 21 日付けで公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、2017 年 3 月 17 日時点で、5,683,900 株を取得した旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載に基づき、「(3)大株主(上位 10 名)」には名称を記載しておりません。なお、Swiss Re グループ内における当社株式の所有会社の変更に伴い、Swiss Reinsurance Company Ltd から Swiss Re Life Capital Ltd へ当社普通株式が譲渡されたことから、2017 年 3 月 22 日に主要株主が異動しました。

5. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社役員が有する新株予約権に関する事項

区分	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を 有する者の数
取締役	第2回新株予約権 発行日:2007年12月27日 新株予約権の数:480個 新株予約権の目的となる株式の種類及び数: 当社普通株式 480,000株(新株予約権1個につき1,000株) 発行価額:無償 権利行使時の1株当たり払込金額:400円 権利行使期間:2009年12月27日~2017年12月21日	2名
(社外役員を除く)	第3回新株予約権 発行日:2010年1月25日 新株予約権の数:60個 新株予約権の目的となる株式の種類及び数: 当社普通株式 60,000株(新株予約権1個につき1,000株) 発行価額:無償 権利行使時の1株当たり払込金額:600円 権利行使期間:2012年1月25日~2019年12月24日	1名

- (注) 1.2012 年 1 月 24 日付けで株式 1 株につき 1,000 株の分割を行ったため、新株予約権の目的となる株式数は、新株予約権 1 個につき 1,000 株です。
 - 2.社外取締役及び監査役は、新株予約権を有しておりません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権に関する事項 該当事項はありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 平栗 郁朗 森本 洋平	25 百万円	監査役会は、社内関係部門及び会計監査 人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、前事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

- (注) 1. 会計監査人との監査契約において、会社法上の監査及び金融商品取引法上の監査の報酬等の額を明確に区分していないため、当該事業年度に係る報酬等には、これらの合計額を記載しております。
 - 2. 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は25百万円です。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

当社は、以下のとおり、会計監査人の解任又は不再任の方針を定めております。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められた場合、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令に違反する懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合、その他監査品質、品質管理が適格性、独立性を欠く等、適正・適切な監査を遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定します。

取締役会は、監査役会の決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出します。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会で決議した内容及び運用状況の概要は以下のとおりです。

1. 業務の適正を確保するための体制

- (1)取締役および社員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・当会社は、法令等遵守に関する基本方針に基づき、コンプライアンス委員会の場を活用する などして、当会社の役員・社員がこの行動規範に則り事業活動のすべての局面においてコン プライアンス(法令遵守)を最優先するよう周知徹底を図る。
 - ・当会社は、コンプライアンスを統括する部署(法務部)を設置するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、当会社のコンプライアンス推進のための重要事項について専門的な見地または全社横断的な見地から助言を行う。
 - ・当会社は、チーフ・コンプライアンス・オフィサーを設け、チーフ・コンプライアンス・オフィサーには取締役を充てることができる。
 - ・当会社は、コンプライアンス・マニュアルを作成し、役員・社員が遵守すべき法令および社 内ルール等に関する研修を実施し、コンプライアンスの継続的な周知徹底を図る。
 - ・当会社は、法令または規程等の違反が生じた場合の報告体制を整備し、問題点の把握および コンプライアンス体制の改善のために必要な対応を行う。
 - ・当会社は、法令・定款違反等を未然に防止するため、内部通報制度を適切に運用する。
 - ・当会社は、被監査部門から独立した監査部を設置し、経験に富む専任の部長を配置して、実 効性のある内部監査を実施する。
 - ・当会社は、当会社の役員・社員の法令・定款違反等の行為については、適正に処分を行う。
- (2) 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ・取締役および執行役員は、その職務の執行に係る文書その他の情報につき、法令および当 会社の規程等に従い適切に保存および管理を行う。
- (3) 反社会的勢力への対応に関する体制
 - ・当会社は、反社会的勢力との関係遮断のため、人事総務部を対応部署とし、警察等関係機関とも連携して、断固たる姿勢で臨む。
- (4) リスク管理に関する規程その他の体制
 - ・当会社は、リスク管理に関する基本方針を定め、当初の事業遂行に関わるリスクについて、 総合的なリスク管理を統括するリスク管理部を設置するとともに、リスク・カテゴリー毎に 責任者ならびに主管部門を定めて適切な管理を行う。また、リスク管理委員会を設けて、専 門的な見地または全社横断的な見地からリスク管理の適切性を担保する。
- (5)取締役および執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当会社は、取締役および執行役員の職務分掌を定め、各取締役および執行役員が責任を持って担当する領域を明確にしたうえで、業務執行の決定権限を取締役および執行役員に委譲している。各取締役および執行役員は、自己の担当領域に関する業務目標の達成を通じて会社全体としての経営目標の達成に努める。
 - ・経営方針を明確化し、中長期計画において経営目標を具体化するとともに、年間、四半期および月別予算管理により業務遂行の進捗管理を行って経営資源の最適活用を図る。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合に関する体制
 - ・監査役の監査業務を補助するため、監査役会事務局を設置する。監査役会事務局には、監 査業務を補助するのに必要な知識・能力を具備した社員(以下「補助社員」という)を、監 査役の求めに応じて、必要数配置する。
 - ・補助社員は、監査役の監査業務を補助するための業務(以下「補助業務」という)については、監査役の指揮命令下で業務を行い、監査役以外からの指揮命令は受けない。補助業務における補助社員の任命・異動、人事評価および懲戒等については監査役の意見を尊重する。
 - ・監査役は、代表取締役会長、代表取締役社長および会計監査人と定期的に意見交換する場 を設け、必要に応じ、補助社員を同行させることを求めることができる。監査役は、内部監 査部門と定期的に内部監査結果について意見交換することで、緊密な連携を図るものとし、 必要に応じ、補助社員を同行させることを求めることができる。
- (7)取締役および社員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・取締役、保険計理人および社員は、監査役の求めに応じて、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等について、適宜監査役に対する報告を行うとともに、職務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。
- (8)前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保する体制
 - ・当会社は、前項の報告をした者が、不利な取り扱いを受けることがなく、また、懲戒その他 の不利益処分の対象となることがないことを明示的に定める。
- (9)監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・当会社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、これに応じる。
- (10)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査役は、社内のすべての重要な会議に随時出席できるものとする。また、代表取締役会長および代表取締役社長は、監査役会と定期的に意見交換を行い、監査部は監査役の監査に協力する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社のコンプライアンス体制については、当事業年度は、コンプライアンス委員会を定期的に 4 回開催し、同委員会にて法令遵守における内部管理体制を確認し、その概要を取締役会に報告するとともに、役員及び社員に対して、テーマ別や階層別研修を通して、法令及び社内ルール等に対する意識浸透を図っております。また、改善が必要な課題や問題が発生した場合には、調査を実施した上で、発生原因の分析及び再発防止策の提案を行い、必要に応じて再発防止策のフォローアップを行うといった一連の体制を整えております。さらに、内部通報制度においては、内部通報規則を策定し、外部の専門家を通報窓口として定め、外部の専門家と進捗状況の連携を図るとともに、問題が発生した場合の再発防止策などの対応の結果は、コンプライアンス委員会及び取締役会で報告しております。

内部監査においては、内部監査に関する基本方針に則り、取締役会の承認を受けた実施計画に基づいて、業務監査等を実施しております。

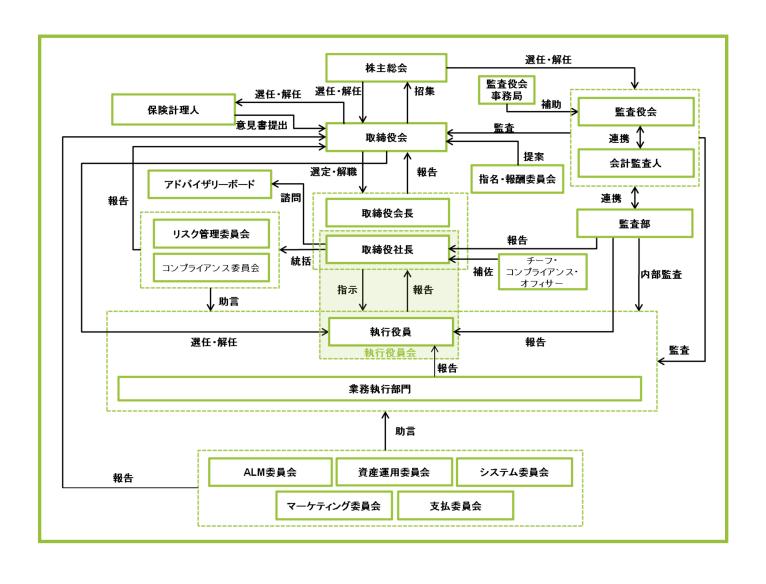
リスク管理体制については、当事業年度は、リスク管理委員会を定期的に 4 回開催し、統合的リスク管理及び個別リスク管理に関連する取組み及びモニタリング結果の報告を行うとともに、その概要を取締役会に報告しております。統合的リスク管理の取組みとして、2018 年度までの中期計画において策定したロードマップに基づき、体制の高度化を進めております。また、個別リスク管理の取組みとして、リスクモニタリング手法の高度化や情報セキュリティに対する意識の向上を目的とした研修及び訓練を継続的に実施しております。

取締役及び執行役員による効率的な職務執行体制については、それぞれの責任と権限を取締役会規則及び職務権限規程で明確化し、取締役会によって選任された執行役員は、原則として週1回開催する執行役員会において業務執行に関する報告を受け、協議を行っております。また、中期計画を策定することによって経営目標を明確化するとともに、定期的に予算の進捗管理の分析を行い、必要に応じて関連部署にフィードバックを実施し、改善を図っております。

監査役による監査体制については、監査役会規則に則り監査役会事務局を設置し、監査役の指揮命令の下、監査役の職務を補助する体制を整えております。また、監査役は、それぞれ代表取締役及び会計監査人と定期的な協議及び意見交換を行うとともに、内部監査部門とも緊密に連携しております。当事業年度は、監査役は、内部監査結果に関して、内部監査部門と定期的に3回の意見交換を行いました。さらに、監査役の求めに応じて、取締役及び社員が、「経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等に関する報告」及び「職務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見した際の報告」を、適宜、監査役に対して行うための体制を整えております。加えて、これらを報告した取締役及び社員が不利益な取扱いを受けることがないことを法令等遵守に関する基本方針において、明示的に定めております。

3. コーポレート・ガバナンス体制図(2017年3月31日現在)

当社は、外部の視点を取り入れながら、重層的かつ実効的なガバナンス機能を目指して、独立した内部監査部門や監査役会の設置に加え、複数の社外取締役及び社外監査役の選任、コンプライアンスを統括するチーフ・コンプライアンス・オフィサーの設置、執行役員制度、アドバイザリーボード及び各種委員会を設置しております。また、当社は、取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することなどを目的に、3名の独立社外取締役及び予め取締役会が定める代表取締役 1名で構成された任意の指名・報酬委員会を設置しております。さらに、当社は、東京証券取引所マザーズに上場しておりますが、情報開示の充実を図るため、コーポレートガバナンス・コードにおいて特定の事項を開示すべきとする原則への対応状況をコーポレート・ガバナンス報告書において開示しております。



9. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

2016年4月1日から 2017年3月31日まで]

(単位:百万円)

		株主資本					評価・換	算差額等		
		資本剰余金		利益剰余金						
	資本金 資本	資本	資本剰余金	その他 利益剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評	評価・換 算差額等	新株 予約権	純資産 合計
		準備金	合計	繰越 利益剰余金	合計	1	価差額金	合計		
当期首残高	12,020	12,020	12,020	△9,227	△9,227	14,813	591	591	19	15,423
当期変動額										
新株の発行 (新株予約権の行使)	116	116	116			232				232
当期純損失 (△)				△1,889	△1,889	△1,889				△1,889
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							△102	△102	△19	△122
当期変動額合計	116	116	116	△1,889	△1,889	△1,656	△102	△102	△19	△1,778
当期末残高	12,136	12,136	12,136	△11,116	△11,116	13,157	488	488	_	13,645

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 (現金及び預貯金、買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む)
 - (1)満期保有目的の債券

移動平均法による償却原価法(定額法)を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるものについては、3 月末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法 を採用しております。

- 2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1)有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物

10~18年

その他の有形固定資産 5~10年

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用ソフトウエアは、利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- 3. 引当金の計上基準
 - (1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、 次のとおり計上することとしております。

破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上することとしております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上することとしております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上することとしております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行うこととしております。

なお、上記の方法に基づいて検討した結果、貸倒引当金は零と算定されたため、当事業年 度末において貸倒引当金の計上はしておりません。

(2)価格変動準備金

株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第 115 条の規定に基づき算出した額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、決算日の為替相場により円換算しております。

- 5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
 - (1)消費税等の会計処理

税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

(2)責任準備金の積立方法

責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については保険業法施行規則第69条第4項第4号の規定に基づいて5年チルメル式により計算しております。

(3)保険業法第113条繰延資産の処理方法

保険業法第 113 条の規定に基づき、生命保険会社の免許取得後の最初の 5 事業年度の間 (2009 年 3 月期から 2013 年 3 月期まで) に発生した事業費の一部の金額を保険業法第 113 条繰延資産として計上しております。

保険業法第 113 条繰延資産の償却額の計算は、同法の規定に基づきその計上事業年度から 生命保険会社の免許取得後 10 年(2018 年 3 月期まで)の間に均等額を償却することとして おります。

(追加情報)

当事業年度末に以下の理由により保険業法第 113 条繰延資産残高 1,060 百万円を一括償却 しております。

- 1. 業績が堅調に推移し、財務基盤が確立されたこと。
- 2. 貸借対照表上、将来の費用となる繰延資産を計上しておくよりも、一括償却することでより健全な財務内容となること。

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第 32 号 平成 28 年 6 月 17 日)を当事業年度に適用し、2016 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、これによる当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(貸借対照表に関する注記)

- 1. 有形固定資産の減価償却累計額は、288 百万円であります。
- 2. 関係会社に対する金銭債権の総額は3百万円、金銭債務の総額は26百万円であります。
- 3. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険に付した

部分に相当する支払備金(以下、「出再支払備金」という。)の金額は18百万円であり、同規則 第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下、「出再責任準備金」と いう。)の金額は109百万円であります。

4. 保険業法第 259 条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当事業年度末における当社 の今後の負担見積額は、105 百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

(損益計算書に関する注記)

- 1. 関係会社との取引による収益の総額は、0百万円、費用の総額は、115百万円であります。
- 2. 当事業年度の支払備金戻入額の計算上、差し引かれた出再支払備金戻入額の金額は15百万円であります。

また、当事業年度の責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は11百万円であります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		当事業年度	当事業年度	当事業年度	当事業年度末
		期首株式数	増加株式数	減少株式数	株式数
発行済株式	· ·				
普通株式	(注)	50,175,000	970,000	_	51,145,000
	合計	50,175,000	970,000	_	51,145,000
自己株式					
普通株式		_	_	_	_
	合計	_	_	_	_

(注)普通株式の発行済株式総数の増加970,000株は、新株予約権の行使による増加であります。

2. 新株予約権に関する事項

新株予約権の目的となる株式の種類は普通株式であり、その目的となる株式数は当事業年度 末において 1,046,000 株であります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位:百万円)

繰延税金資産	
繰越欠損金	2,696
減価償却超過額	106
保険契約準備金	88
資産除去債務	8
その他	80
繰延税金資産小計	2,980
評価性引当額	△2,979
繰延税金資産合計	1
繰延税金負債との相殺	$\triangle 1$
繰延税金資産の純額	_
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△189
その他	$\triangle 1$
繰延税金負債合計	△191
繰延税金資産との相殺	1

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内 訳

△189

当事業年度における法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異については、税引前当期純損失を計上したため記載しておりません。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

(借主側)

ファイナンス・リース取引

繰延税金負債(△)の純額

所有権移転外ファイナンス・リース取引

- (1)リース資産の内容
 - (ア) 有形固定資産

主としてサーバー等事務機器であります。

- (イ)無形固定資産
 - ソフトウエアであります。
- (2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針に係る事項に関する注記「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

生命保険業を営む当社にとって、将来の保険金及び給付金等の支払いに備えるため保険料積立金(責任準備金の一部)として蓄積された資金を様々な金融商品によって効率的に運用する業務は、保険業務(保険の販売・引受・維持管理等)と並ぶ固有の業務であります。なぜなら、契約者の皆さまからいただく生命保険料は予定利率という形で資金の運用をその計算基礎の中に織り込んでいるためであります。

そのため、現時点では、不動産等への投資を行わず、国債等の高格付けの円建て公社債中心の安全運用を行いつつ、元本及び予定利息を確保することを意図した運用を実施しております。また、資本業務提携目的で株式会社アドバンスクリエイトの株式、韓国の教保生命保険株式会社と合弁で設立した教保ライフプラネット生命保険株式会社の株式を保有しております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

生命保険会社の資産運用に係るリスクとしては、①市場リスク、②信用リスク、③不動産投資リスクに大別されます。また、①市場リスクについては、(a)金利リスク、(b)価格変動リスク、(c)為替リスクに細分化されます。

当社が保有する金融商品は主として預金、円建て債券、外貨建て債券、株式であり、当社が 考慮すべきリスクは、上記のリスクのうち、① (a) 金利リスク、(b) 価格変動リスク、(c) 為替リスク、②信用リスクとなります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

当社では、総合的なリスク管理を行うためには、組織横断的な取り組みが有効と考えており、 関係役職員で構成されるリスク管理委員会(リスク管理全般を所管)を設けております。加え て、外部の金融・経済の有識者も参画する ALM 委員会、資産運用委員会を定期的に開催し金 融商品に係る各種リスクの把握に努めております。

①市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

通常、生命保険会社は、負債の特性に応じて適切な資産配分を行う ALM (Asset Liability Management:資産負債の総合管理)の考え方に基づき資産運用を行っております。しかし、当社は、掛け捨て及び保障性の商品を中心に取り扱っているため、資産と負債の金利又は期間のミスマッチを要因として損失を被るリスクが当社へ与える影響は限定的であります。このため、リスク管理部において、資産と負債のギャップ分析や金利感応度分析等を行うことで、金利リスクが当社に与える影響をモニタリングしております。

(b)価格変動リスクの管理

当社は、取締役会が定める資産運用リスク管理に関する基本方針において、バリュー・アット・リスク等を用いたリスク・リミットを定め、リスク管理部が定期的にリスク・リミットを超えていないことを検証し、取締役会等へ報告しております。

(c) 為替リスクの管理

当社は、外貨建て債券等へ投資している他、教保ライフプラネット生命保険株式会社の株式を保有しており、これらの為替リスクを負っております。取締役会が定める資産運用リスク管理に関する基本方針において、これらの保有については投資上限を設定しており、リスク管理部が定期的にリスク・リミットを超えていないことを検証し、リスク管理委員会へ報告しております。なお、バリュー・アット・リスク等のリスク・リミットには為替リスクも1つの要因として含めており、総合的な資産運用リスクの管理を行っております。

②信用リスクの管理

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、取締役会が定めるリスク・リミットに基づき、リスク管理部において、格付等の信用情報や時価等の把握を定期的に行うことで管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1)2017年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預貯金	1,004	1,004	_
(2)買入金銭債権	1,999	1,999	$\triangle 0$
(3)金銭の信託	995	995	_
(4)有価証券	25,553	26,879	1,325
満期保有目的の債券	9,943	11,268	1,325
その他有価証券	15,610	15,610	_
(5) その他資産 未収金	742	742	_

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに金銭の信託及び有価証券に関する事項

(1)現金及び預貯金

当社は、満期がない預金のみを保有しており、それらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)買入金銭債権

買入金銭債権の時価は、2017年3月末日の取引金融機関から入手した価格によっております。

(3)金銭の信託

金銭の信託における信託財産の構成物の時価は、2017年3月末日の取引所又は 取引金融機関から入手した価格等によっております。また、保有目的ごとの金銭 の信託に関する事項については、「(3)金銭の信託に関する事項」をご参照下さい。

(4)有価証券

有価証券の時価は、2017年3月末日の取引所又は取引金融機関から入手した価格等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、「(4)有価証券に関する事項」をご参照下さい。

(5)その他資産 未収金

未収金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似している ことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

外国証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 有価証券」には含めておりません。

外国証券の当事業年度における貸借対照表計上額は、819百万円であります。

(2)金銭債権及び満期のある有価証券の事業年度末日後の償還予定額

(単位:百万円)

		1		
	1年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預貯金	1,004	_		
買入金銭債権	2,000	_		
有価証券				
満期保有目的の債券	1,900	200	_	7,700
その他有価証券のうち 満期があるもの	1,670	4,900	2,700	3,300
その他資産 未収金	742	_	_	_
合計	7,317	5,100	2,700	11,000

(3)金銭の信託に関する事項

その他の金銭の信託(運用目的、満期保有目的及び責任準備金対応以外)において、貸借対 照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表 計上額が取得原価 を超えるもの	うち貸借対照表 計上額が取得原価 を超えないもの
その他の 金銭の信託	995	1,000	△5	_	△5

(4)有価証券に関する事項

① 満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
	公社債			
	国債	7,836	8,981	1,145
時価が貸借対照表	地方債	900	1,045	145
計上額を超えるもの	社債	1,207	1,241	34
	その他	499	499	0
	小計	10,443	11,768	1,325
	公社債			
	国債	_	_	_
時価が貸借対照表	地方債	_	_	_
計上額を超えないもの	社債	_	_	_
	その他	1,499	1,499	$\triangle 0$
	小計	1,499	1,499	$\triangle 0$
合計		11,943	13,268	1,325

- (注) 貸借対照表において買入金銭債権として処理されているコマーシャルペーパー を「その他」に含めております。
- ② その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位:百万円)

(中匹・口が1))				
	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
	公社債			
	国債	2,040	1,822	218
(大)	地方債	596	520	75
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	社債	8,368	8,173	195
以付が画で起たるもの	株式	334	100	233
	その他	_	_	_
	小計	11,339	10,616	723
	公社債			
	国債	_	_	_
(大)	地方債	_	_	_
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	社債	2,175	2,185	△10
以付が画で起えないもの	株式	_	_	_
	その他	2,095	2,179	△84
	小計	4,270	4,365	△94
合計		15,610	14,981	628

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は、上表には含めておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

関連当事者との取引

当社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の	所在地	資本金	事業の内容又は	議決権等の	関連当事	取引の内容	取引金額	科目	期末残
	名称又は		又は	職業	所有	者との		(百万円)		高(百
	氏名		出資金		(被所有) 割合	関係				万円)
			(百万円)							
4π. E.	111 = 3/5 = 1			当社	(被所有)		新株予約権	106		
役員 出口治明		_	代表取締役会長	直接 0.0%	_	の行使 (注)	106	_	_	
4π. E.	員 岩瀬大輔	大輔 一		当社	(被所有)	_	新株予約権	106		
役員				代表取締役社長	直接 0.0%		の行使 (注)	106	_	_

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

2007年5月7日及び2007年11月8日開催の臨時株主総会決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しています。なお、「取引金額」欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額は、266円80銭であります。

1株当たり当期純損失金額は、37円37銭であります。

(ストック・オプションに関する注記)

- 1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名 該当事項はありません。
- 2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況
 - (1) ストック・オプションの内容

	2007年ストック・オプション	2010年ストック・オプション	2012 年ストック・オプション	
ひとお色老の区ハ及バー粉	当社取締役 4名	当社取締役 1名	当社従業員 29 名	
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 12名	当社従業員 39名		
株式の種類別のストック・	普通株式 1,000,000 株	普通株式 464,000 株	普通株式 190,000 株	
オプションの付与数(注)	音	音		
付与日	2007年12月27日	2010年1月25日	2012年1月27日	
	定め無し	付与日から行使時に至るまで、	付与日から行使時に至るまで、	
権利確定条件		当社の取締役若しくは監査役	当社の取締役若しくは監査役 又は使用人の地位を有してい	
惟利惟足宋竹		又は使用人の地位を有してい		
		ることを要する。	ることを要する。	
対象勤務期間	定め無し	定め無し	定め無し	
按41/2/左##B	2009年12月27日から	2012年1月25日から	2014年1月27日から	
権利行使期間	2017年12月21日まで	2019年12月24日まで	2022年1月25日まで	

- (注) 株式数に換算して記載しております。なお、2007 年及び 2010 年ストック・オプション については、2012 年 1 月 24 日付株式分割 (1 株につき 1,000 株の割合) による分割後の 株式数に換算して記載しております。
- (2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2017年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	2007 年ストック・オプション	2010 年ストック・オプション	2012 年ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前事業年度末	_	_	_
付与	_	_	_
失効	_	_	_
権利確定	_	_	_
未確定残	_	_	_
権利確定後 (株)			
前事業年度末	654,000	296,000	126,000
権利確定	_	_	_
権利行使	_	_	_
失効	_	_	30,000
未行使残	654,000	296,000	96,000

(注) 2007 年及び 2010 年ストック・オプションについては、2012 年 1 月 24 日付株式分割 (1 株につき 1,000 株の割合) による分割後の価格に換算して記載しております。

② 単価情報

	2007年ストック・オプション	2010年ストック・オプション	2012 年ストック・オプション
権利行使価格 (円)	400	600	1,000
行使時平均株価 (円)	_	_	_
付与日における			
公正な評価単価 (円)	_	_	_

- (注) 2007 年及び 2010 年ストック・オプションについては、2012 年 1 月 24 日付株式分割 (1 株につき 1,000 株の割合) による分割後の価格に換算して記載しております。
- 3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積は困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

- 4. 当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・ オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
 - (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額
 - 一百万円
 - (2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
 - 一百万円
- (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。